

別添

令和4年度農山漁村振興交付金事業実施提案書（農泊推進対策）  
【農泊推進事業、人材活用事業、農家民宿転換促進費及び施設整備事業】

令和 年 月 日作成

事業承認者 殿

代表者住所  
団体等名称  
代表者氏名  
運営責任者氏名  
電話番号

1 事業内容（実施を提案する事業の番号及び事項に、○を付けてください。）

- (1) 農泊推進事業
- (2) 人材活用事業
- (3) 農家民宿転換促進費
- (4) 施設整備事業（活性化計画に基づかない施設整備）
  - ア 市町村・中核法人実施型
  - イ 農家民泊経営者等実施型

2 事業実施提案内容

別紙「農山漁村振興交付金事業実施提案書」のとおり

3 事業の取組種別

取組種別

※事業の主たる取組種別が農業分野の場合は「農」、森林分野の場合は「林」、水産分野の場合は「水」と記載して下さい。

4 事業予定地を管轄する都道府県及び関係府省へ提案書等を開示することについての意向

開示意向確認

※開示可の場合は「○」、開示不可とする場合は「× 不可」と記載して下さい。

5 農泊推進事業の実施について

- (1) 実施要領第2の1に定める地域協議会の設立状況

地域協議会の設立

※ 既に設立済みの場合は「○」、設立見込みの場合は「設立見込み」と記載してください。

(2) 市町村の参画状況（地域協議会が事業実施主体となる場合）

市町村の参画状況

※ 市町村が地域協議会の構成員となる場合は「参画」、構成員となる見込みの場合は「参画見込み」、構成員とならない場合は「参画なし」と記載してください。

(3) 事業実施提案書の内容について市町村に対する意見照会の状況（市町村を構成員としない地域協議会又は地域協議会以外が事業実施主体となる場合）

市町村への意見照会状況

※ 意見があった場合は「意見あり」、意見がなかった場合は「意見なし」、意見照会中の場合は「照会中」と記載して下さい。

なお、令和4年8月23日までに市町村からの意見がなかった場合は、意見がなかった旨を事業承認者まで報告して下さい（報告は書面にて行うものとし、FAX等での報告でも可とします）。

市町村名	部署名	担当者名・連絡先等

※ 意見照会（別紙7）を提出した市町村の部署名、担当者名・連絡先等を記載して下さい。

(4) 農泊の取組における障害者の活躍の状況

障害者の活躍

※ 農泊の取組の中で障害者が活躍する提案である場合は「○」と記載して下さい。

## 6 施設整備事業の実施について

(1) 施設整備事業の概要

施設の名称	所 在	整備内容	所有形態	利用目的

※ 農家民泊経営者等実施型を提案する場合は、施設整備対象の農家民泊経営者等の宿泊施設をすべて記載して下さい。

- (2) 事業実施提案書の内容について市町村に対する意見照会の状況（市町村以外が事業実施主体となる場合、地域協議会及び農家民泊経営者等との連携体が事業実施主体となる場合）

市町村への意見照会状況

※ 意見があった場合は「意見あり」、意見がなかった場合は「意見なし」、意見照会中の場合は「照会中」と記載して下さい。

なお、令和4年8月23日までに市町村からの意見がなかった場合は、意見がなかった旨を事業承認者まで報告して下さい（報告は書面にて行うものとし、FAX等での報告でも可とします）。

市町村名	部署名	担当者名・連絡先等

※ 意見照会（別紙7）を提出した市町村の部署名、担当者名・連絡先等を記載して下さい。

- (3) 助成額の上限が2,500万円を超える施設整備の提案を行う場合において市町村に対する意見照会の状況（地域協議会及び農家民泊経営者等との連携体が事業実施主体となる場合を除く）

市町村への意見照会状況

※ 意見があった場合は「意見あり」、意見がなかった場合は「意見なし」、意見照会中の場合は「照会中」と記載して下さい。

なお、令和4年8月23日までに市町村からの意見がなかった場合は、意見がなかった旨を事業承認者まで報告して下さい（報告は書面にて行うものとし、FAX等での報告でも可とします）。

市町村名	部署名	担当者名・連絡先等

※ 意見照会（別紙8）を提出した市町村の部署名、担当者名・連絡先等を記載して下さい。

## 7 農泊推進事業及び施設整備事業共通事項

事業実施地域が次に掲げるアからセまでのいずれを含む地域に該当するか、該当する項目すべてに「○」を付して下さい。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

- ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）の全部又は一部の地域
- エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域
- オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域
- カ 沖縄県振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ク 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- ケ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- コ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く。）
- シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域
- ス 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域
- セ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落

また、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置づけられた提案である場合は「○」を付してください。

地域別農業振興計画への位置づけ

市町村名	部署名	担当者名・連絡先等

※ 該当の事実を確認した市町村の部署名、担当者名・連絡先等を記載して下さい。

## 8 地方創生推進交付金等との重複の有無

提案する取組が、当該市町村が地方創生推進交付金等の他省庁の補助事業・交付金事業を活用して取り組む内容と重複していないか確認してください。

地方創生推進交付金等との重複

市町村名	部署名	担当者名・連絡先等

※ 事実を確認した市町村の部署名、担当者名・連絡先等を記載して下さい。

注1 電話番号は常時連絡が可能な代表者又は運営責任者の番号を登録してください。携帯電話の番号でも構いません。

注2 補助金等交付候補者の選定結果は、記載された所在地及び代表者宛に送付されます。

農山漁村振興交付金事業実施提案書  
(農泊推進事業、人材活用事業、農家民宿転換促進費及び施設整備事業)

地域・事業実施主体等の概要

<p>・ <u>地域の概要</u></p> <p>・ <u>事業実施主体（地域協議会）構成員数（団体数）</u> ○○名（○○団体）</p> <p>  うち宿泊関係者数（団体数） ○○名（○○団体）</p> <p>  うち飲食関係者数（団体数） ○○名（○○団体）</p> <p>  うち体験プログラム提供者数（団体数） ○○名（○○団体）</p>
--

注 事業実施主体が連携体の場合は、連携する地域協議会の構成についても記載すること。

取組のポイント（10行以内）

--

注 事業実施主体が連携体の場合は、連携する地域協議会の取組について記載すること。



注1 「2. 事業実施主体構成員」には、地域協議会が事業実施主体となる場合に、宿泊、食事及び体験プログラムを提供する者を含むこと。

地域協議会以外が事業実施主体となる場合は本表の記載は行わなくてもよいが、「3. 事業実施主体体制図」に取組において連携する団体を必ず記載すること（連携する団体には宿泊、食事及び体験プログラムを提供する者を含むこと。）。

注2 「中核法人」欄には中核法人（農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人となることが見込まれる団体）である者の箇所に「○」印を記載すること。

注3 「事業実施主体内における役割」欄には、「体験プログラム（○○○）を提供」「飲食店（○○）に食材供給」「宿泊（定員：○名）」等具体的に記載すること。

注4 「9. 収支見通し」と整合を図ること。

注5 事業実施主体が連携体の場合は、地域協議会及びその構成員である農家民泊経営者等を全て記載すること。

注6 「インバウンド受入対応の可否」欄には、インバウンド受入対応が可能な構成員に「○」印を記載すること。

注7 「ワーケーション受入対応の可否」欄には、ワーケーション受入対応が可能な構成員に「○」印を記載すること。

**※ 取組地域の範囲がわかる図面を参考資料として添付すること。**



### 3. 事業実施主体体制図

※ 宿泊・食事・体験メニューの提供といった機能をどの者が担っているか、又は担うことが見込まれるのか、図等を用いて分かりやすく記載すること。

なお、事業実施主体が地域協議会の場合にあっても、取組において連携する団体について必ず記載すること。

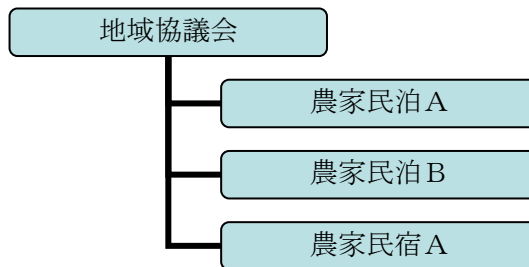
(例)

プロモーション担当  
株式会社〇〇

インバウンド旅行企画販売  
株式会社〇×

地域協議会	中核団体	一般社団法人A
	宿泊受入	NPO〇〇〇
		A農家
		B農家
	食事	レストランA
		レストランB
		農家レストランA
	体験メニュー	株式会社A
		A農家
B農家		
		株式会社B

(連携体)



注1 事業実施主体体制図に関しては、「2. 事業実施主体構成員」における役割分担を踏まえつつ、代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者及び代表者が不在となった場合の地位継承者等を必ず明示すること。

注2 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者及び代表者が不在となった場合の地位継承者については、経歴（資格）や実績（ただし、観光や地域振興に関係した分野に限定）を添付すること。

#### 4. 地区の現状・課題

※ これまでの取組状況（宿泊者数、訪問者数、イベント、参加した展示会等）について、数値等データを元にして要点を具体的かつ簡潔に記載すること。

※ これまでの取組等を通じて明らかになった課題について要点を具体的かつ簡潔に記載すること。

注1 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）の場合は、改修対象施設の旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得状況又は取得見込み（取得への課題等）について記載すること。

5. 課題に対する対応（事業実施内容）

※ 「4. 地区の現状・課題」で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対して本事業を活用するのか明記すること（取り組む内容については、年度ごとに記載すること）。

※ 農泊推進事業、人材活用事業及び施設整備事業については、本事業終了後、引き続き地域で生産された農林水産物を用いた食事及び農林漁業体験等の提供を持続的な取組として継続するための工夫等について記載すること。

また、これらの事業における宿泊・食事・体験の提供に係る営業にあたっては、それぞれ以下の営業の継続期間において、以下の営業に当たっての基準を遵守することとする。

（ただし、事業完了後に提供する食事メニュー及び体験プログラムについては必ずしも事業完了時点のものと同じである必要はない。）

	営業に当たっての基準	営業の継続期間
① 要領別表1の事項1の事業（農泊推進事業）及び2の事業（人材活用事業）を行う場合	本様式の6の（1）で定める食事メニュー及び体験プログラムの提供数を下回らないこと	事業完了後5年間
② 要領別表1の事項5の（1）の事業（施設整備事業）により宿泊施設の整備を行う場合	本様式の5で宿泊施設の類型ごとに定める営業基準日数を下回らないこと	交付対象施設の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間
③ ①及び②を合わせ行う場合	要領別表1の事項1及び2の事業については①の基準及び期間 要領別表1の事項5の（1）の事業については②の基準及び期間	

※ 農泊を実施していくための地域間での合意形成の手法や地域の課題解決に向けたマーケティング手法等について明記すること。

※ 障害者が活躍する取組を具体的に記載すること。

※ 本事業による取組は、当該地域における所得の向上や雇用の増大に繋がるものであること。

※ 本事業完了時までにはOTAサイト又は旅行会社のオンライン販売サイトにおけるオンライン予約への対応について具体的に記載すること。

※ **新型コロナウイルスの影響を考慮した取組内容とすること。**

【農泊推進事業】

※ 宿泊部門、食事部門又は体験プログラム部門の別を問わず、客単価及び客数の向上に向けた具体的な取組を記載すること。

（取組内容の概要）

（1年目）

（2年目）

【人材活用事業】

※ 活用する人材の人数及び活動内容を記載すること。

※ 雇用契約を行う場合にあっては、当該人材が雇用契約締結時点で事業実施区域内、3大都市圏の都市地域及び政令指定都市に居住していない者であること。

（取組内容の概要）

（1年目）

(2年目)

【農家民宿転換促進費、施設整備事業（市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型）】

- ※ 改修する施設、改修内容及び農泊推進事業との連携等を具体的に記載すること。
- ※ 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）の場合は、旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するために最低限必要な改修内容とその他の改修内容とに分けて記載すること。
- ※ 整備した宿泊施設の営業に当たっては、交付対象施設の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間内において、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、施設整備事業の対象となる宿泊施設の類型ごとに、以下に示す営業基準日数を下回らない営業を行うこと。  
また、以下の基準を下回らざるを得ない場合については、その理由を備考欄に具体的に記載すること。

(取組内容の概要)

(1年目)

(2年目)

【宿泊施設の類型】	【営業基準日数】	【令和5年度の営業日数】	【備考】
旅館・ホテル	20日／月 かつ 240日／年		
農家民宿	100日／年		
農家民泊・民泊 等	50日／年		

6. 目標

※ 本計画で取り組む事業について記載すること（過年度に実施した事業の記載は不要）。

(1) 目標及び評価指標（農泊推進事業、人材活用事業）

目標項目	現状（令和3年度）	途中年度（令和4年度）	目標年度（令和5年度）
売上高（万円）			
延べ宿泊者数（人泊）			
評価指標項目	現状（令和3年度）	途中年度（令和4年度）	目標年度（令和5年度）
食事メニュー数			
体験プログラム数			

※ 数値は事業実施主体構成員の数値の単純合計とする。

目標及び評価指標設定の考え方

- ・
- ・
- ・

(2) 目標及び評価指標（施設整備事業（市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型））

目標項目	現状 （令和3年度）	途中年度 （令和4年度）	途中年度 （令和5年度）	目標年度 （令和6年度）
売上高（万円）				
延べ宿泊者数 （人泊）				
評価指標項目	現状 （令和3年度）	途中年度 （令和4年度）	途中年度 （令和5年度）	目標年度 （令和6年度）

※ 改修施設ごとの数値及びその合計値を記載すること。

目標及び評価指標設定の考え方

- ・
- ・
- ・

- 注1 売上高及び宿泊者数は、事業実施主体の構成員（地域協議会以外が事業実施主体となる場合は、取組において連携する団体）の売上高及び延べ宿泊者数の単純合計とする。
- 注2 目標年度は、（１）の農泊推進事業のみを実施する場合は事業完了年度、（２）の施設整備事業を実施する場合は事業開始から起算して3年目とする。
- 注3 「目標設定の考え方」については、客観的な数値（例：県の観光計画、近年の旅行者数の伸び、インバウンド需要の伸び（LCC就航、クルーズ船入港計画等）、観光インフラ整備状況）を基礎とした具体的な設定根拠を記載することとし、設定した目標に対し定量的な実績の把握が必要となることを十分に考慮すること。また、参考となる資料は別添として添付することとする。
- 注4 評価指標については、飲食店の来店者数、直売所の来場者数、体験プログラム数等の目標の実現状況が評価できる指標項目を複数設定すること。
- 注5 「目標及び評価指標設定の考え方」には、目標年度までの途中年度の目標を記載すること。
- 注6 「9. 収支見通し」と整合を図ること。
- 注7 目標の設定にあたっては、新型コロナウイルスの影響を考慮し、その内容を具体的に記載すること。

7. 事業計画とその経費の内訳（※ 積算資料を添付して下さい。）

取組内容と主な経費

【1年目】（令和4年度）

（単位：千円）

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
1. 農泊推進事業	①=②+③+④	②	③	④	
2. 人材活用事業	①=②+③+④	②	③	④	
4. 施設整備事業 （市町村・中核法人 実施型）	①=②+③+④	②	③	④	
5. 施設整備事業 （農家民泊経営者 等実施型）	①=②+③+④  （うち※1      ）	②  （うち※2      ）	③	④	

【2年目】（令和5年度）

（単位：千円）

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
1. 農泊推進事業	①=②+③+④	②	③	④	
2. 人材活用事業	①=②+③+④	②	③	④	
4. 施設整備事業 （市町村・中核法人 実施型）	①=②+③+④	②	③	④	

- 注1 取組内容は、「5. 課題に対する対応（事業実施内容）」と整合を図ること。
- 注2 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を必ず記載すること。
- 注3 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）において農家民宿転換促進費を活用する場合は、「総事業費」の欄において旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備の費用（※1）を、「本交付金」の欄において農家民宿転換促進費（※2）を括弧内に記載すること。
- 注4 一過性のイベント経費、外部委託に偏ることなく、自立・継続的活動が実現できる予算編成とすること。
- 注5 事情実施主体の経常経費、農泊に取り組むための初期投資費用、活動を維持するための運転資金等補助対象とならない経費があることに十分留意すること。



8. 施設整備計画（施設整備事業（市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型））

(1) 事業内容及び事業量

- ※ 具体的な整備内容及び事業量を記載すること。併せて積算資料を添付すること。
- ※ 国費が5,000万円を超える宿泊施設の整備を計画する場合は、対象施設の客室数等の施設規模が適正であることを具体的な数値をもって明らかにすること。
- ※ 売買契約等所有権が確実に移転することを甲乙承認している書類（任意様式）を添付すること。また、賃貸借契約又は使用貸借契約により事業を実施する場合にあっては、その契約の写しを添付すること（契約未締結の場合は、同意書等契約締結の確実性が確認できる書類でも可）。

○施設及び土地の所有状況等について

現在の状況について、チェックしてください。

- 施設及び土地を取得済み
- 施設等の取得に向け、所有者から内諾済み
- 施設等の賃貸契約に向け、所有者から内諾済み
- その他（状況を具体的に記載してください。）

※ チェックした項目について、その内容が確認できる資料を添付すること。

(2) 事業費及び資金計画

施設名	事業費（千円）A	国費（千円）B	交付金以外の財源 C = A - B（千円）
	○○○ (うち※1 ○○○)	○○○ (うち※2 ○○○)	
	○○○ (うち※1 ○○○)	○○○ (うち※2 ○○○)	
	○○○ (うち※1 ○○○)	○○○ (うち※2 ○○○)	

- ※ 改修施設ごとに記載すること。
- ※ 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）において農家民宿転換促進費を活用する場合は、「事業費」の欄において旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備の費用（※1）を、「国費」の欄において農家民宿転換促進費（※2）を括弧内に記載すること。

・C欄の資金計画

※ 出資、融資、自己資金等の資金計画を明らかにすること。

(3) 収支計画

(単位：千円)

施設名				
年度	収入A	支出B	C = A - B	項目
.....				
.....				

施設名				
年度	収入 A	支出 B	C = A - B	項目

施設名				
年度	収入 A	支出 B	C = A - B	項目

- ※ 項目欄には、収入の基礎となるデータ（来客数、販売数、客単価等）及び支出の基礎となるデータ（仕入れ数、雇用者数、仕入れ単価等）を記載すること。
- ※ 改修施設ごとに当該施設単独での収支計画を記載すること。
- ※ 「9. 収支見通し」と整合を図ること。

(4) 償還計画

想定金利：      %

年度	期首残高	借入又は償還の額	期末残高	融資条件
令和●年度	千円	千円	千円	
令和●年度	千円	千円	千円	
令和●年度	千円	千円	千円	
令和●年度	千円	千円	千円	
令和●年度	千円	千円	千円	
令和●年度	千円	千円	千円	
令和●年度	千円	千円	千円	
令和●年度	千円	千円	千円	
令和●年度	千円	千円	千円	
令和●年度	千円	千円	千円	

※ 事業実施主体が地域協議会と農家民泊経営者等との連携体の場合は、改修施設を所有する農家民泊経営者等ごとに償還計画を記載すること。

9. 収支見通し

2. 事業実施主体構成員に記載する構成員のメンバーを記載すること。

農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体が分かるようにアンダーラインで示すこと。

- ・
- ・
- ・
- ・

(単位：千円)

	令和 3年度 (現在)	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	備考
宿泊 宿泊者数 宿泊単価					施設整備R●年完了
飲食 来店者数 飲食単価					
体験プログラム販売  プログラム参加者 単価					体験プログラム名を記載（収支は体験プログラムごとに作成する）
その他					直売所等の収益を記載
売上					
人件費 ・ 宿泊費分 ・ 体験費分					〇〇〇〇千円/人/年（※平均単価）
販管費等 ・ 宿泊費分 ・ 体験費分					
補助金自己負担分					
経費					
経常利益					事業完了年度の翌年度までに黒字化を達成する計画とすること

【体験メニューの具体的内容】

実施する体験メニューの詳細な内容、及び実施事業者について記載すること。

(例)

- ・ ○○体験（実施主体 ○○○振興公社）  
○○○振興公社及び地元農家の方々にガイド及び受入先として協力していただき、果樹園での収穫、地元農家や地元の方々との交流を楽しんでいただく。